

令和3年度 北区認証保育所等 保育料補助制度のご案内 (家庭福祉員をご利用の方)

北区では保育を必要とするお子さんが東京都認証保育所等を利用している場合、保護者の方に、認可保育園を利用した場合に支払う保育料との差額に応じて補助を行っています。

◆ 認証保育所をご利用の方へのご案内と、一部内容が異なりますのでご注意ください。

補助対象の条件

すべての条件に該当する方が補助の対象になります。

- 児童が平成30年4月2日以降の生まれであること
(令和3年4月1日現在の年齢が3歳未満であること)
- 児童と保護者が北区内に在住していること
- 保護者が家庭福祉員と月極利用契約をしていること
- 保護者が家庭福祉員に支払う保育料(食事・おやつ代を含む、延長料金は含まない)と、認可保育所を利用した場合に支払う保育料の差額が生じること
- 児童が補助交付申請対象月の初日に家庭福祉員に在籍していること
(月途中から在籍の場合、その月は補助対象外)
- 児童が認可保育所等に二重に在籍していないこと
- 保育を必要とする以下の理由のいずれかに、父母ともに該当すること
(補助期間については、いずれか短い方の期間となる)

保育を必要とする理由	補助期間(最大)	備考
就労(月48時間以上)	雇用更新の期間満了まで	※1, 2
妊娠・出産	5か月(予定月をはさんで産前2か月から産後2か月)	
保護者の疾病、障害	診断書や手帳の有効期限まで	※1
同居親族等の介護・看護	付添、送迎、介護・看護を要しなくなるまで	
災害復旧	災害の復旧が終了するまで	
求職活動	3か月	※2, 3
就学・職業訓練	就学・職業訓練の予定期間が満了するまで	※1
虐待やDVのおそれがあること	虐待やDVのおそれがなくなるまで	
補助対象児童の育児休業取得中	職場復帰した月の前月から補助対象	
補助対象児童以外のお子さんの育児休業取得中	育児休業を取得しているお子さんが満2歳に達する年度末まで	

※1 期間の定めがない場合は、お子さんが満3歳に達する年度末までとします。

※2 外国籍の方で在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に補助申請することはできません。

※3 保育を必要とする理由が変更となった場合は、その月から3か月を限度とします。

申請方法及び交付手続きについて

<令和3年度申請及び交付時期>

交付回	申請の受付期間	交付対象月	交付時期
第1回	令和3年4月1日～6月10日	4月～6月分	8月下旬
第2回	令和3年7月1日～9月10日	7月～9月分	11月下旬
第3回	令和3年10月1日～12月10日	10月～12月分	2月下旬
第4回	令和4年1月4日～3月10日	1月～3月分	5月下旬

<申請時の必要書類>

交付回	申請書	保育を必要とする理由の確認書類	課税（非課税）証明書	在留カード
初回申請	○	○	△※1	△※2
2回目以降	○	△※3	△※1	×

- ※1 申請者が現年（令和3年）または前年（令和2年）の1月1日に北区外に住所がある場合は、それぞれの年度の課税・非課税証明書の添付が必要です。
海外に住所があった場合は、年間収入報告書の添付が必要です。
- ※2 外国籍の方の場合は、在留カード（外国籍の同居者全員分の表面と裏面のコピー）の添付が必要です。
- ※3 雇用更新等、2回目以降に書類が必要な方は個別にご案内します。

<保育を必要とする理由の確認書類>

- 家庭福祉員と新規で利用契約を締結する、または年度更新を行う際に「保育を必要とする理由の確認書類」を提出している場合は、改めてご提出いただく必要はございません。
- 不足書類がある場合、提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

<申請及び交付の注意事項>

- 申請者は、保護者（家庭福祉員との契約者）となります。
- 申請書類等は保育課私立保育園係に郵送するか、窓口（北区役所第1庁舎2階2番）にお持ちください。
- 申請書は北区公式ホームページからもダウンロードできます。
- 補助金の申請は3か月ごとに行ってください。申請書の提出が受付期間に間に合わなかった場合は、次回にまとめて交付します。ただし、前年度の申請は受付できません。
- 申請書は、1回につき1枚提出してください。
- 申請者宛てに交付決定通知書を送付し、交付金額と振込予定日をお知らせします。
- 3か月ごとに申請内容や在籍状況を確認し、補助金の交付要件を審査します。
- 振込口座は、申請者と同一名義の口座のみの取り扱いとなりますのでご了承ください。
- 父母（ひとり親含む）ともに区民税が非課税の場合、同居親族（お子さんの祖父母、曾祖父母または兄弟等）のうち、最多収入者の課税状況を含めて保育料補助額を決定します。
- 偽りその他の事情により過払いとなった補助金は、判明次第返還していただきます。
- 補助額の算定に当たり、申請者と同一世帯にいらっしゃる方の所得や課税状況を確認させていただきますので、ご了承ください。
- 無償化以外のその他補助制度との併用申請はできません。
(幼児教育・保育の無償化については、保育課私立保育園係にお問い合わせください)

月額交付上限額

現在利用している家庭福祉員の保育料と、4ページの認可保育園の保育料基準額表から求めた保育料との差額を上限額まで交付します。

<表2 交付上限額>

保育料算定区分	無償化支給額 【a】	補助額 【b】	交付額 【a+b】
住民税非課税世帯 (保育料算定区分：A・B階層)	42,000 円	25,000 円	67,000 円
住民税課税世帯 (保育料算定区分：C～D26 階層)		67,000 円	67,000 円

※1 月極保育料（食事・おやつ代込み）に延長料金は含みません。

※2 当該月の家庭福祉員の保育料が交付上限額に満たないときは、当該月の家庭福祉員の保育料と同額を交付します。

例) 住民税課税世帯のお子さん

- ① 家庭福祉員の保育料が 25,000 円、
認可保育園の保育料が 21,500 円（第1子、D8）の場合
補助額は、 $25,000 \text{ 円} - 21,500 \text{ 円} = \underline{\text{月額 } 3,500 \text{ 円}}$
- ② 家庭福祉員の保育料が 25,000 円、
認可保育園の保育料が 7,700 円（第2子、D6）の場合
補助額は、 $25,000 \text{ 円} - 7,700 \text{ 円} = \underline{\text{月額 } 17,300 \text{ 円}}$
- ③ 家庭福祉員の保育料が 25,000 円、
お子さんが第3子（認可保育園の保育料が無償）の場合、
補助額は、 $25,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \underline{\text{月額 } 25,000 \text{ 円}}$
- ④ 家庭福祉員の保育料が 25,000 円、
認可保育園の保育料が 32,500 円（第1子、D14）の場合
 $32,500 \text{ 円} - 32,500 \text{ 円} < 0 \text{ 円} = \underline{\text{補助は出ません}}$

認可保育園の保育料の算定方法

各世帯（父母合算）の住民税の所得割額等に応じて、認可保育園に通われた場合の保育料を算定します。所得割額を求める際には以下の点に注意してください。

- 令和3年4月から令和3年8月までの認可保育園の保育料は、令和2年度の住民税（平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入）により決定します。
- 令和3年9月から令和4年3月までの認可保育園の保育料は、令和3年度の住民税（令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入）により決定します。
- 調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付控除等については税額控除の適用がありません。
- 住民税の所得割額については回答できません。特別区民税の特別徴収額の決定通知書、又は納税通知書等でご確認ください。

詳しくは「令和3年度 保育利用案内（P25）」をご確認ください。



認可保育園の保育料基準額表

(単位：円)

住民税などの状況			0～2歳クラス	
階層区分	階層区分の定義			
		第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	
B	区民税非課税世帯	0	0	
C	区民税均等割のみ世帯	1,900	950	
D1	区市町村 民税所得割額	44,600円未満	2,400	1,200
D2		44,600円～45,600円未満	3,100	1,550
D3		45,600円～47,400円未満	6,700	3,350
D4		47,400円～55,800円未満	8,300	4,150
D5		55,800円～63,600円未満	9,400	4,700
D6		63,600円～81,600円未満	15,400	7,700
D7		81,600円～99,600円未満	19,100	9,550
D8		99,600円～117,600円未満	21,500	10,750
D9		117,600円～135,600円未満	23,600	11,800
D10		135,600円～153,600円未満	25,500	12,750
D11		153,600円～180,600円未満	27,500	13,750
D12		180,600円～206,700円未満	29,200	14,600
D13		206,700円～228,300円未満	31,000	15,500
D14		228,300円～249,900円未満	32,500	16,250
D15		249,900円～271,500円未満	34,200	17,100
D16		271,500円～293,100円未満	35,700	17,850
D17		293,100円～314,200円未満	37,200	18,600
D18		314,200円～328,600円未満	38,500	19,250
D19		328,600円～343,000円未満	40,000	20,000
D20		343,000円～413,200円未満	43,400	21,700
D21		413,200円～467,200円未満	48,900	24,450
D22		467,200円～521,200円未満	53,700	26,850
D23		521,200円～689,600円未満	57,500	28,750
D24		689,600円～889,600円未満	62,000	31,000
D25		889,600円～1,289,600円未満	62,500	31,250
D26		1,289,600円以上	63,000	31,500

※ 生計を一にする子どもの年齢に係わらず、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

－ 問合せ及び申請先 －

北区教育委員会事務局

子ども未来部保育課私立保育園係（第1庁舎2階2番）

〒114-8508

北区王子本町 1-15-22

TEL：03-3908-1333

